

答申（札幌市の障がい児支援体制の在り方）

1 はじめに

平成 24 年に施行された改正児童福祉法では、障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにすること、及び引き続き、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されることを基本的な考え方とし、各種支援の質の確保を図ることを目的に、障害児通所支援体系の再編・一元化、放課後等デイサービスの創設など、障がい児支援の強化が図られた。

その中で、札幌市は、地域における障がい児支援の中核施設としての役割が求められる児童発達支援センターの在り方に係る方針を定めることにより、障がい児の地域における療育体制の確立を図ることとし、平成 24 年 10 月に「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）（以下「基本方針」という。）」を策定した。

現在、この基本方針を基に施策を進めているところであるが、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。ただし、児童発達支援センターを除く。）の急増に伴う療育の質の低下の懸念、「公立児童発達支援センターあり方検討会議（以下「検討会議」という。）」からの中間報告（平成 28 年 6 月 3 日報告）、市有療育施設の老朽化など、札幌市の障がい児を取り巻く環境の変化に伴い、新たな課題も出てきているところである。

このような状況から、あらためて、障がい児支援体制の在り方について検討を行い、中長期的な視点に立った方向性を定める必要があるとして、平成 29 年 3 月 28 日に札幌市長から札幌市障がい者施策推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問があり、その後、審議会に臨時委員を置き、別に設置する障がい児支援体制検討部会（以下「部会」という。）で議論を重ね、ここに答申する運びとなった。

今後、札幌市の障がい児支援体制の更なる構築に向けて、本答申を踏まえた必要な取組が進められることを期待する。

2 調査審議事項について

部会では、次の 3 つの項目について調査審議を行った。概要は次のとおり。

(1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方

下表 1 のとおり、札幌市内には 9 か所の児童発達支援センターがあり、地域における障がい児支援の中核的な支援施設としての役割が求められている。

札幌市は、平成 24 年 10 月に基本方針を策定し、それに基づき、児童発達支援センターと障害児通所支援事業所による職員研修や事例検討（以下「職員研修等」という。）といった先進的な取組を実施して、市内外から評価を受けてきた。

一方、他の部分については、課題が残されており、更なる質の向上が求められることから、このたび、基本方針の検証を行い、児童発達支援センターの支援体制の

在り方について、調査審議を行った。

【表1 札幌市内の児童発達支援センターの概要】

施設名称		運営主体	種別
1	児童発達支援センターさんりんしゃ	(福) はるにれの里	福祉型
2	ときわ発達支援センター	(特医) さっぽろ悠心の郷	福祉型
3	むぎのこ児童発達支援センター	(福) 麦の子会	福祉型
4	楡の会きらめきの里	(福) 楡の会	福祉型
5	たくあいアクティビティ「むう(夢)」	(福) 札幌協働福祉会	福祉型
6	札幌市みかほ整肢園	札幌市	医療型
7	札幌市ひまわり整肢園	札幌市	医療型
8	札幌市かしわ学園	札幌市	福祉型
9	札幌市はるにれ学園	札幌市	福祉型

(2) 市有療育施設の在り方

下表2及び3のとおり、札幌市内には、上記(1)6から9までの公立の児童発達支援センターを含む複数の市有療育施設がある。これらは、老朽化が進んでおり、建て替えや移転の可能性を考慮し、設置数や設置場所などについて、早期に検討を行うことが必要であることから、将来的な在り方について、調査審議を行った。

また、現在、検討会議からの中間報告に基づき、公立の児童発達支援センターに指定管理者制度を導入する方向で検討が進められており、今後は、児童発達支援センター以外の施設についても、指定管理者制度の導入を視野に入れて考える必要があること、また、他の指定都市では、類似施設に指定管理者制度を導入している実績があることから、札幌市子ども発達支援総合センター(下表2の3、以下「ちくたく」という。)に係る運営主体を含めた将来的な在り方について、調査審議を行った。

【表2 市有療育施設の概要】

施設名称		種別
1	みかほ整肢園	医療型児童発達支援センター
2	児童福祉 総合センター	はるにれ学園
	発達医療センター	福祉型児童発達支援センター 診療所
3	ちくたく	かしわ学園
		ひまわり整肢園
		児童心理治療センター(ここらぼ)
		自閉症児支援センター(さぼこ)
		子ども心身医療センター
		福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童心理治療施設 福祉型障害児入所施設 診療所

【表3 市有療育施設の支援内容等及び対象となる子ども】

種別	施設名称	支援内容等	対象となる子ども ※ 特記がない場合は18歳未満
福祉型 児童発達支援 センター	はるにれ学園	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など（児童発達支援）を行う。 また、計画相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援も行う。	主に <u>知的・発達障がいのある未就学児</u>
	かしわ学園		
医療型 児童発達支援 センター	みかほ整肢園	児童発達支援及び治療（医療型児童発達支援）を行う。 また、計画相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援も行う。	主に <u>肢体不自由のある未就学児</u>
	ひまわり整肢園		
児童心理 治療施設	児童心理 治療センター (こころぼ)	一定期間入所し、併設されている分校との連携を図りながら、生活・心理支援を行う。 また、地域の子どもにも通所による心理支援も行う。	<u>心の悩み等</u> により地域や家庭での生活が困難と児童相談所が判断した子ども
福祉型障害児 入所施設	自閉症児 支援センター (さぽこ)	個別的な支援計画に基づく日常生活スキルに関する支援などを個々のペースに合わせて提供し、強度行動障害を有する自閉症の子どもたちの状態改善を図る。また、短期入所による支援も行う。	主に <u>自閉症</u> の子ども
診療所	発達医療センター	医学的に診断し、治療やリハビリテーション、家族支援等を行う。(小児科・整形外科)	<u>運動発達の遅れ</u> や <u>身体の障がい</u> が疑われる子ども
	子ども心身 医療センター	医学的に診断し、心理治療やリハビリテーション、ケア、家族支援、各種相談等を行う。(児童精神科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科)	<u>心身の発達に遅れ・障がい</u> が疑われる子どもや、 <u>心に悩み</u> を抱える子ども (児童精神科の初診は中学生まで)

(3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

医療的ケア児とは、平成 28 年 6 月に成立した改正児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項で「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」と規定されている。医療の進歩により、都心部に NICU（新生児集中治療室）が増設され、出生時に疾患や障がいなどのリスクの高い子どもの命を救うことができるようになってきたことから、医療的ケア児は増加傾向にあるとされている。

また、同項では、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、各地方公共団体において保健、医療、福祉、教育等の連携促進に努めるものとするとしている。

このような状況から、医療的ケア児の支援体制に係る今後の方向性等について、調査審議を行った。

3 審議会の意見

上記 2 の調査審議事項について、次のとおり意見を申し述べる。

これらは、中長期的な視点に立った方向性についての意見であり、早期の実現は困難と思われるものも含んでいるが、札幌市は、障がいのある子どもたちのために、着実に実現していただくことを要望する。

(1) 児童発達支援センターの支援体制の在り方

① 基本方針について、地域支援の充実を追記するなどの見直しを行い、機能の一層の充実を目指すべきである。

(説明)

札幌市は、平成 24 年 10 月に基本方針を策定し、それに基づき、児童発達支援センターと障害児通所支援事業所による支援ネットワークを構築し、職員研修等を行ってきた。

これは先進的な取組であり、市内外から評価を受けているものの、他の部分については、課題が残されており、まだやるべきことは多数ある。

よって、基本方針（主に方針体系）を見直し、地域における中核的支援施設として、機能の一層の充実を目指すべきである。

主な変更点は、次のとおり（詳細は、資料 5 及び資料 6 のとおり）。

ア 「家族支援の実施」について、追記が必要

イ 「相談支援の拠点」について、実態を踏まえた見直しが必要

ウ 「地域支援の充実」について、追記が必要

エ 児童発達支援センターを中心とした支援体制（社会資源）を図示することで、役割の明確化が必要

また、職員研修等についても、平成 25 年度に開始して以来、児童発達支援センターの役割や責任が少しずつ変化している中で、検証や見直しを行うなどして、これらの変化に応じた実施体制の構築を目指すべきである。

- ② 相談支援について、当該センターの利用者のための相談支援だけでなく、地域全体の子どもたちのために相談支援を実施すべきである。

(説明)

報酬面など、相談支援体制全体の在り方に課題はあるものの、児童発達支援センターは、当該センター利用者のための相談支援だけでなく、地域全体の子どもたちのために相談支援を実施する必要があることから、内側だけではなく、外側に向かって、地域支援を意識した相談支援を実施すべきである。

- ③ 児童発達支援センターの取組として、子育て上の不安や悩みの聞き取りや助言、子どもを支援する輪を広げるための橋渡し、家族支援プログラム（相談やペアレント・トレーニング等）の実施など、家族支援に力を入れるべきである。

(説明)

平成29年7月に厚生労働省が策定した「児童発達支援ガイドライン」では、児童発達支援センターは、「障害のある子どもを育てる家庭に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である」とされている。これに基づき、地域の中核的支援施設である児童発達支援センターは、家族支援の取組に力を入れるべきである。

(2) 市有療育施設の在り方

- ① 児童発達支援センターについて、1区に1か所程度のバランスの良い配置が望ましい。

(説明)

札幌市内には、9か所の児童発達支援センターがあるが、センターが2か所設置されている区がある一方、設置されていない区があるなど、必ずしもバランス良く配置されているわけではない現状である。

札幌市の人口規模から考えると、中核的な役割を發揮できるような体制作りのため、各区に1か所程度配置されるのが望ましく、公立の児童発達支援センターの在り方を含めて計画的に考えていく必要がある。

- ② 将来的に、ちくたくのような専門的な医療機能や入所機能を含む複合施設がもう1か所設置されるのが望ましい。

(説明)

重層的な支援体制の構築に当たって、専門的な医療機能や入所機能を含む複合施設が、ちくたく1か所では十分とはいえない。

将来的には、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所に作業療法士や理学療法士の派遣等を行うバックアップ機能を有し、また、利用者にとって通所及び入所しやすい施設の設置が望まれる。

- ③ ちくたくの構成施設のうち、診療所である子ども心身医療センターは、引き続き札幌市で運営すべきであるが、自閉症児支援センター（さぼこ）及び児童心理治療センター（ここらぼ）については、課題を整理し、将来的な施設運営の在り方を検討すべきである。

(説明)

札幌市の児童精神科医療の歴史は、市立札幌病院（旧静療院）から続いているものであり、子ども心身医療センターは、その中心である誇りを持ち続け、引き続き、札幌市で運営するのが望ましい。

一方、自閉症児支援センター（さぼこ）及び児童心理治療センター（こころぼ）については、ニーズと利用者数との関係性、教育との連携等に係る現状と課題を整理しながら、将来的な施設運営の在り方を検討すべきである。なお、検討に当たっては、指定管理者制度の導入を視野に入れた運営を含めて行うことが望ましい。

(3) 医療的ケア児の支援体制の在り方

- ① 「医療的ケア児」について、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉えるべきである。

(説明)

「医療的ケア児」は、法律上の定義が必ずしも明確ではないが、障がい児施策の対象になるかどうかを問わず、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉え、議論を進めていく必要がある。

例えば、障害者手帳を保有していない子ども、障害福祉サービスの対象ではない子ども、自由に動ける子どもについても、医療的ケアを必要とさえしていれば、広く「医療的ケア児」と捉えるべきである。

- ② 医療的ケア児及びその保護者には、様々な悩みが複合的に存在していると思われる。まずはその実態を把握し、課題を整理すべきである。

(説明)

医療的ケア児の相当数は、身体障がい児、重症心身障がい児と重複していることが想定されるが、その実数は把握できていない。

また、医療的ケア児の抱える問題としては、受入れ先や小児在宅医療の担い手が少ないこと、保護者の負担が大きいことなどが考えられるが、その実態は不明確である。

このような状況から、ライフステージに合った課題を明らかにするため、まずは、ニーズや実情などを丁寧に調査し、把握する必要がある。

- ③ 今後については、自立支援協議会の子ども部会に設置される協議の場において、本答申内容及び国の動向を踏まえて、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携し、医療的ケア児の支援体制の構築を目指した詳細かつ活発な協議が行われることを要望する。

(説明)

本審議会において、本事項の詳細まで調査審議することは適当でなく、現実的にも難しい。よって、今後については、札幌市が中心となって、自立支援協議会の子ども部会に設置する協議の場（保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に

意見交換や情報共有を図る場。)において、本答申内容及び国の動向を踏まえて、保健・医療・福祉、教育等の各分野が連携し、医療的ケア児の支援体制の構築を目指した詳細かつ活発な協議が行われることを要望する。

4 添付資料

- (1) 資料1 部会委員名簿及び調査審議経緯
- (2) 資料2 諮問書(写)(平成29年3月28日諮問)
- (3) 資料3 基本方針(平成24年10月策定)
- (4) 資料4 検討会議からの中間報告(概要)(平成28年6月3日報告)
- (5) 資料5 障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方(基本方針)に係る方針体系の見直しについて
- (6) 資料6 (イメージ図)札幌市の障がい児支援体制(児童発達支援センターを中心とした社会資源)
- (7) 資料7 検討会議からの最終報告(平成30年3月2日報告)